

中央区総務部保険年金医療課関連業務に係る 会計年度任用職員（特定事務（職場応援））募集要項

1. 募集人数

1名

2. 業務内容

介護保険制度、後期高齢者医療制度に係る事務（窓口や電話対応業務含む）（休職者の代替）
※災害対応業務・選挙業務へ従事する可能性があります。

3. 応募資格

- ・Word、Excel を使用しての文書作成、集計作業等の基本操作ができる者（資格不問）
 - ・地方公務員法第 16 条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ※年齢、学歴は問いません。

4. 任用期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日まで（更新可能性あり）

5. 勤務条件等

（1）基本給

月額約 25 万円（地域手当に相当する報酬含む、昇給はしません。）

（2）諸手当等

時間外勤務手当、通勤手当等

（3）勤務時間・日数

8：45～17：30（休憩 60 分）・週 5 日

※時間外（休日）勤務が発生する場合があります。

（4）休日

土曜日、日曜日、祝日

（5）休暇

年次有給休暇、特別休暇

※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

（6）勤務地

神戸市中央区総務部保険年金医療課

（7）福利厚生

健康保険（共済短期）、厚生年金保険、雇用保険、条例若しくは労働者災害補償保険法による補償等

（8）試用期間

1 ヶ月（勤務日数が 15 日に達するまで自動的に延長）

(9) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。
 - ①兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合
（兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合など）
 - ②兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合
 - ③兼業を行うことによって神戸市の信用を損なうおそれがある場合

(10) その他

- ・基本給及び諸手当の額は、給与改定をうけて変更されることがあります。

6. 選考方法

書類選考（履歴書）を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し最終合格者を決定します。

7. 問い合わせ・書類提出先

〒651-8570 神戸市中央区東町 115 番地
神戸市中央区総務部保険年金医療課介護医療係
電話（078）335-7511（内線253）
※平日8：45～17：30 まで受付（12：00～13：00 を除く）

8. 申込方法

①提出書類

履歴書（様式は問いません。）

※面接等の連絡を行いますので必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。

②申込方法

郵送にて「7. 問い合わせ・書類提出先」に提出していただくか、Eメールで下記アドレスまで送信してください。

Email：chuohokennenkin@city.kobe.lg.jp

③受付期間

令和7年4月28日（月）から随時受付。採用者が決まり次第締め切ります。

9. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報、個人情報保護法に基づき、厳正に取り扱い、会計年度任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。